

保育所入所選考基準の対応方針

●基本指数について

新制度：「保育に欠ける事由」から「保育の必要性の認定事由」へ変更

対応方針：現行の基本指数を定めた表中の類型や細目は「保育の必要性の認定事由」に対応しているため、原則変更しない。ただし、運用により対応していた児童虐待、DV被害者支援について新たに明記されたため、別表のとおり追加する。

●調整指数等について

新制度：具体的な変更は明示されていない

国からは「優先利用」の【対応方針（案）】という形で以下の事項が示されている

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合
- ⑤ 子どもが障害を有する場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- ⑨ その他市町村が定める事由

（※これらの事項については新制度説明会の質疑応答にて国担当者から「極力優先利用の事項に含めていただきたい」、「配慮の程度、すなわちポイントの付け方などは、それぞれの市町村で検討し、運用していただきたい。」との発言があった。）

対応方針：現行の調整指数の運用をふまえ、国および都の動向を注視しつつこれらの事項の適用については検討課題であると考えている。（入所選考基準の調整指数の事項、入所選考基準指数同点者同士の考慮事項 など）

西東京市保育所入所選考基準指数表

◎基本指数

番号	類型	保護者(父母)の状況		基本指数
		細目		
1	居宅外就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15
2	居宅内就労	週5日または月20日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	50
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	45
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	40
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	35
		週4日または月16日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	40
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	35
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	30
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	25
		週3日または月12日以上就労	1日8時間以上の就労を常態とする場合	30
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合	20
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態とする場合	15
内職	週4日以上日中週30時間以上の就労を常態とする場合	20		
	週3日以上日中週12時間以上の就労を常態とする場合	15		
3	出産	出産のため、保育に当たれない場合(出産予定月の前後2か月、通算5か月以内の期間に該当)		35
4	疾病等	疾病・傷病	入院(概ね1か月以上とし、入院予定を含む)	50
			常時病臥	50
			精神性疾患・感染症・特殊疾病	50
			一般療養(上記以外の場合)	30
		心身障害者	身体障害者手帳1・2級以上	50
			精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳1・2度 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳3度 上記以外の場合	35 20
5	看護・介護	病院付添	入院中の親族の看護が必要な場合	25
		在宅介護	常時観察・介護が必要な場合	50
常時観察は必要ないものの、日常生活全般において恒常的な介護が必要な場合	35			
上記以外の場合	20			
6	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		50
7	不存在等	死亡、離別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居(要証明)の場合		50
8	その他	就学・職業訓練等	就職・事業開始に必要な公共職業能力開発施設等に通っている場合	35
			就職・事業開始に必要な上記以外の学校に通学している場合	25
		求職	求職のため、日中の外出を常態とする場合	10
			就労内定・開業予定の場合 (指数は就労日数・時間により類型1、2の指数に準ずる)	

○別表

1	児童虐待の防止等に関する法律に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合

※ 上記以外に、児童福祉の観点から適切な保育の実施が必要であると認める特別の事情がある場合は、選考会の審査を経て入所の承諾を行うことができる。

◎調整指数

番号	条 件	調整指数
1	父母が不存在の場合(主たる保育者が祖父母等の場合)	+50
2	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいない場合	+45
3	ひとり親で、同居の親族・その他の人がいる場合	+40
4	生活保護受給世帯	+5
5	産休明け、又は育休明け予定者(4月1日入所希望者については1~3月中の復帰者を含む)	+5
6	既に保育所に入所している児童が、弟・妹の出生により母(又は父)が取得した育児休業を出生児童が1歳半になる月を越えて取得することにより退園したのち、育休明けに再申請の場合	+15
7	兄弟姉妹が2園以上に在園し、同一園への転園申込の場合	+5
8	就労内定、就学・開業予定の場合	-5
9	保護者が身体障害者手帳4級以上・精神障害者保健福祉手帳又は愛の手帳を所持し、1日4時間以上就労している場合	+3
10	申込児を認証保育所、家庭的保育事業実施施設、定期的利用保育事業実施施設(週3日又は月12日以上かつ1日4時間以上利用)、企業内保育室、幼稚園等に、月極めで有償で預けていることを常態としている場合	+5
11	直近3か月の平均勤務状況が、雇用契約等で定められた勤務の80%以下である場合	-2
12	申込児の世帯に、申込児を含め、3名以上の就学前の児童がいる場合	+1
13	配偶者控除対象者になっている就労者	-3
14	6ヶ月以上12ヶ月未満の保育料の滞納がある場合	-20
15	12ヶ月以上の保育料の滞納がある場合	-40

※a 5・6・10、および8・11・13、14・15について、重複適用はしない。

※b 11について、就労直後の方は窓口にお問い合わせください。

※c 12で平成25年4月1日時点で就学前の児童が3名以上になる予定の方は母子手帳の写しを提出すると加点されます。

※d 13は育児休業取得により対象となった者は除く。